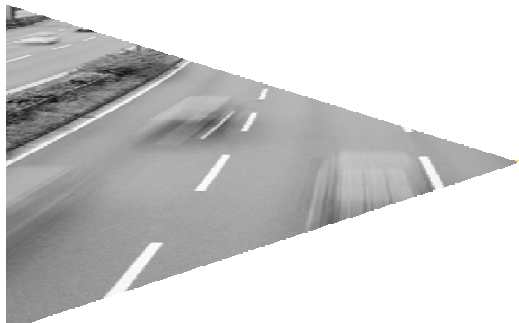


2012年 2月 14日

## JBS Newsletter



# 中国税務及び投資速報(抄訳)

## 2012年 1月

### Contents

#### 税務法規

1. 上海における増値税の試行的改革に係る増値税一般納税者の資格認定に関する公告
2. 増値税一般納税者の移転に伴う増値税問題に関する公告
3. 課税役務に対するゼロ税率及び免税措置の適用に関する通達等
4. 持分譲渡情報の共有を目的とした税務部門と工商行政管理部門の連携の強化に関する通達
5. 期限内に控除申告が未了の増値税証憑の取扱に関する公告
6. その他の通達

#### 商務法規

1. 直接投資に係る外貨管理の簡略化に関する通達
2. その他の通達

#### 税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2012年1月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 1月 6日 第2012001号
- ▶ 2012年 1月20日 第2012002号
- ▶ 2012年 1月31日 第2012003号

Japan Business Servicesグループで、2012年1月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 上海における増値税の試行的改革に係る増値税一般納税者の資格認定に関する公告(国家稅務總局公告[2011]65号)

#### 概要

上海における増値税の試行的改革に関連して、増値税一般納税者の資格認定に係る諸事項を規定する。施行日は2012年1月1日。

#### ▶ 認定要件

増値税一般納税者に認定される納税者は以下の通りである。

- ▶ 上海において交通運輸サービス及び一定の先進型サービスに従事し、かつ年間売上額(費用控除前の総収入額)が500万元(免税売上及び減税売上を含む)を超える納税者
- ▶ 従来より増値税一般納税者であり、上海において課税役務を行っている納税者
- ▶ 2011年年度審査に合格し、発票の自己発行が認められた、道路運輸サービス又は河川運輸サービスに従事する納税者

また課税対象となるサービスの年間売上額が500万元以下である納税者、及び上海において新たに開業した納税者が以下の条件を充足する場合には、税務局に対して一般納税者資格の申請を行うことができる。

- ▶ 事業のための固定施設を有する。
- ▶ 現行の会計制度規定に従い、会計帳簿を設置し、適切かつ有効な証憑に基づく税額計算及び正確な税務資料が提供できる。

#### ▶ 増値税一般納税者の管理

増値税一般納税者の資格の取得後、脱税、輸出免税を利用した税金還付に関する不正及び増値税証憑の偽造などを行った場合には、税務局は6ヶ月以上の納税指導管理を行うことができる。

#### ▶ 資格認定プロセス

一般納税者資格の認定の具体的なプロセスは『増値税一般納税者資格認定管理弁法』に基づき、執行される。

#### 関連法規

- ▶ 上海市における交通運輸業及び一部の先進的サービス業に対する課税税目の営業税から増値税への変更の試行に関する通達(財税[2011]111号)
- ▶ 増値税一般納税者資格認定管理弁法(国家稅務總局令22号)

## 2. 増値税一般納税者の移転に伴う増値税問題に関する公告(国家稅務總局公告[2011]71号)

### 概要

企業の移転時における増値税一般納税者資格の継続、仕入税額の控除の可否について規定する。施行日は2012年1月1日。遡及調整は認められない。

一般納税者資格は、移転先の税務局での登記後も継続し、移転元の税務局での抹消登記前の未控除仕入税額を控除することもできる。具体的には移転元の税務局が『増値税一般納税者移転時仕入税額移転表』を発行し、移転先の税務局に送付する。移転先の税務局による審査後に、移転前の未控除仕入税額の控除が認められる。

### 所見

移転時の一般納税者資格の継続の可否については、地方によって取扱が異なっていた。一般納税者資格が自動継続する地方もあれば、再認定が求められる地方もあった。これが当公告により、一般納税者資格の継続が統一的に認められることになった。

また、未控除仕入税額の移管に対する管理プロセスも明確にされた。移転後に仕入税額控除が確実に認められるためには、『増値税一般納税者移転時仕入税額移転表』の保管が重要となる。

一方で移転に伴うその他の問題、例えば増値税偽造防止システム、税金精算(クリアランス)、輸出時の税還付、優遇措置等については規定されていない。

## 3. 課税役務に対するゼロ税率及び免税措置の適用に関する通達(財稅[2011]131号)

交通運輸サービスと一定の先進型サービスにおける營業稅から増値稅への変更の試行に係る若干の取扱に関する通達(財稅[2011]133号)

營業稅から増値稅への変更の試行に係る徵稅管理問題に関する公告(国家稅務總局公告[2011]77号)

貨物運輸業増値稅專用發票の使用開始に関する公告(国家稅務總局公告[2011]74号)

上海市の増値稅の試行的改革に係る財政管理に関する通達(財預[2011]538号)

### 概要

上海における増値稅の試行的改革を円滑に行うための補足事項を規定する。いずれの通達も施行日は2012年1月1日。各通達の要点は次ページの表の通り。

	規定内容	通達
ゼロ税率適用 対象の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国際運輸役務(関連の営業許可証の取得が必要) <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国内から国外への旅客または貨物の運送</li> <li>▶ 国外から国内への旅客または貨物の運送</li> <li>▶ 国外における旅客または貨物の運送</li> </ul> </li> <li>▶ 国外企業に提供する設計役務(国内不動産に係る設計は対象外)</li> <li>▶ 国外企業に提供する研究開発役務</li> </ul>	財税[2011] 131号
免税となる役 務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国外での建設プロジェクトや鉱産資源に係る実地調査役務</li> <li>▶ 国外での会議や展覧会の開催に係る役務</li> <li>▶ 国外の倉庫を利用した保管役務</li> <li>▶ 国外で使用される有形動産のリース役務</li> <li>▶ 関連の営業許可証を取得していない国際運輸役務</li> <li>▶ 国外での広報役務</li> <li>▶ 国外企業に提供する以下の課税役務 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 技術譲渡</li> <li>▶ 技術コンサルティング</li> <li>▶ エネルギー契約管理(対象物が国内に所在する場合を除く)</li> <li>▶ ソフトウェア関連役務</li> <li>▶ 電気回路の設計及び試験</li> <li>▶ 情報システム関連役務</li> <li>▶ 業務プロセス管理</li> <li>▶ 商標権・著作権・知的財産権等の譲渡</li> <li>▶ 物流支援(保管役務を除く)*</li> <li>▶ 認証・鑑定・コンサルティング役務(国内貨物または不動産に対する 認証・鑑定・コンサルティング役務は含まれない)</li> </ul> </li> </ul> <p>* 物流支援役務は通常、先進的サービスに該当し、6%の税率が適用される (交通運輸サービスの場合は税率11%)。</p>	
ゼロ税率適用 時の申告	毎月、所轄税務局に対して増値税の免除・控除・還付または免税を申告する。 具体的な実務指針は別途制定。	
使用済みの固 定資産の売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2012年1月1日以降に購入または自家製造した中古固定資産を売却する 場合、適用税率で増値税を徴収する。</li> <li>▶ 2011年12月31日以前に購入または自家製造した中古固定資産を売却す る場合、4%を半減した税率(2%)で徴収する。</li> </ul>	財税[2011] 133号

	規定内容	通達
年度をまたぐ 役務提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 差額方式で営業税を計算していた納税者は、2011年12月31日以前の未控除額については営業税の還付を申請することができる。2012年1月1日以降の収入から控除してはならない。</li> <li>▶ 2011年に納付した営業税について、2012年1月1日以降に対価の返還による営業税の減額がある場合は、還付を申請することができる。</li> <li>▶ 2011年までに提供した課税役務に対し、税務調査などの理由で追徴納税が生じた場合には、現行の営業税規定に基づき、営業税を徴収する。</li> </ul>	財税[2011]133号
売上高の明確化	差額方式で営業税を計算していた場合、非試行地区の納税者に支払ったサービス費用は控除することができる。ただし当該費用には、すでに仕入税額を控除している貨物や加工修理役務の対価を含まない。	
船舶代理役務	船舶代理役務については増徴税を徴収する。	
航空運輸役務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定の航空会社以外からは引き続き営業税を徴収する</li> <li>▶ 以下の航空運輸役務については増徴税を徴収しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マイレージの交換により提供した航空運輸サービス</li> <li>▶ 財税[2011]111号が規定する公益目的の航空運輸サービス</li> <li>▶ 空港建設費の代理徴収</li> <li>▶ 他の航空会社の航空券の代理販売</li> <li>▶ 販売した航空券が使用されなかった場合</li> </ul> </li> </ul>	
税収配分	営業税から増徴税への変更後の税収、滞納金・罰金収入はすべて試行地区に帰属する。また「即時徴収・即時還付」に係る負担も試行地区が負担する。	財預[2011]538号
発票	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 貨物運輸業増徴税専用発票の使用を開始する。</li> <li>▶ 道路河川貨物運輸業統一発票は2012年1月1日以降使用不可。</li> <li>▶ 普通発票は2012年3月31日まで引き続き使用可。</li> <li>▶ 2012年1月1日以降に認定された一般納税者は増徴税管理システムを使用する必要がある(貨物運輸役務を除く)。</li> </ul>	国家税務総局公告 [2011]74号、同77号

## 関連法規

- ▶ 『営業税から増徴税への変更の試行方案』の公布に関する通達(財税[2011]110号)
- ▶ 上海市における交通運輸業及び一部の先進的サービス業に対する課税税目の営業税から増徴税への変更の試行に関する通達(財税[2011]111号)

#### 4. 持分譲渡情報の共有を目的とした税務部門と工商行政管理部門の連携の強化に関する通達(国税発[2011]126号)

##### 概要

持分譲渡に関する税務部門と工商行政管理部門の間での情報共有を促進し、徴税管理の強化を図る。施行日は2012年1月1日。その他の登記情報の交換について規定している国税発[2003]81号も引き続き有効。

##### ▶ 情報共有の内容

増値税一般納税者に認定される納税者は以下の通りである。

- ▶ 工商行政管理部門が税務部門に提供する情報
  - ▶ 工商行政管理部門における持分譲渡による変更登記に関する情報
- ▶ 税務部門が工商行政管理部門に提供する情報
  - ▶ 企業が株主の持分譲渡のため税務部門に登録した情報
  - ▶ 持分譲渡による変更登記に関する情報を工商行政管理部門から取得した後の課税に関する情報

##### ▶ 情報共有の方式

国家税務総局及び国家工商行政管理総局は、情報共有のプラットフォーム及び情報交換のメカニズムを作り上げ、持分変更登記に関する情報の共有を進める。

##### ▶ 情報交換時期

各税務局及び工商行政管理局は、毎月の情報を当月終了後15日以内に交換する。また2011年分の情報は2012年6月30日までに、2010年分の情報は2012年9月30日までにそれぞれ交換する。

##### 関連法規

- ▶ 国家税務総局と国家工商行政管理総局の間における工商登記情報及び税務登記情報の交換及び共有に関する通達(国税発[2003]81号)

## 5. 期限内に控除申告が未了の増値税証憑の取扱に関する公告(国家税務総局公告[2011]78号)

### 概要

法定期限内に控除申告が行われていない増値税証憑による仕入税額控除について規定する。施行日は2012年1月1日。関連規定である国家税務総局公告[2011]50号との主な相違点は次ページの表の通り。

### 所見

認証を与えた未控除証憑に対して、税務局には定期もしくは不定期の事後検査の実施が求められている。不正行為が発覚した場合は、仕入税額控除は認められず、税収徴収管理法に基づき処罰が与えられる。仕入税額控除の承認が得やすくなった反面、納税者自身の適正な申告に対する責任も問われているといえる。

その他、2007年1月1日～2011年12月31日に発行された未控除証憑により仕入税額控除を行う場合、2012年6月30日が申告期限となる点には留意が必要となる。

### 関連法規

- ▶ 増値税証憑の認証期限経過後の仕入税額控除を不可とする規定の廃止に関する公告(国家税務総局公告[2011]49号)
- ▶ 増値税証憑の認証期限経過後の仕入税額控除に関する通達(国家税務総局公告[2011]50号)
- ▶ 貨物運輸業増値税専用発票の使用開始に関する公告(国家税務総局公告[2011]74号)

項目	国家税務総局公告[2011]50号	国家税務総局公告[2011]78号	備考
公布日	2011年9月14日	2011年12月29日	
対象取引	法定期限内に認証を行っていない増値税証憑(以下、「未認証証憑」)による仕入税額控除	法定期限内に認証や報告を行っているが、控除申告を行っていない増値税証憑(以下、「未控除証憑」)による仕入税額控除	
増 値 税 証 憑 の 範 囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 増値税専用発票</li> <li>▶ 税関輸入増値税専用納付書</li> <li>▶ 道路内陸河川貨物輸送業統一発票</li> </ul>	左記に以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 貨物運輸業増値税専用発票</li> </ul>	貨物運輸業増値税専用発票は2012年1月1日から使用開始。国家税務総局公告[2011]50号の適用の可否については、税務局への確認を推奨。
行政手続	所轄税務局及び国家税務総局が増値税証憑の審査を行い、証明資料との一致の確認ができた場合には仕入税額の控除が可能。	所轄税務局による増値税証憑の審査のみで仕入税額の控除が可能。	認証プロセスが簡略化された。
未認証/申告の原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自然災害や事件</li> <li>▶ 納税地の変更、税務登記の抹消及び再登記</li> <li>▶ 税務担当者の一方的な退職による引継の欠如</li> <li>▶ 増値税証憑の盗難</li> <li>▶ 郵送中の紛失または誤配</li> <li>▶ 司法・行政機関による増値税証憑の差し押さえ</li> <li>▶ 税務局のシステムやインターネットの障害による認証期間の遅延</li> <li>▶ 紛争による増値税証憑の送付の遅延</li> <li>▶ 税務担当者の急死または急病</li> <li>▶ 国家税務総局が規定するその他の状況</li> </ul>	左記から以下を削除。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 納税地の変更、税務登記の抹消及び再登記</li> <li>▶ 増値税証憑の盗難</li> <li>▶ 郵送中の紛失または誤配</li> <li>▶ 紛争による増値税証憑の送付の遅延</li> </ul>	認証済みの増値税証憑については、削除された4つの状況が発生する可能性は低い。
有効期限	2011年10月1日施行。2007年1月1日以降に発行された未認証証憑に適用。	2012年1月1日施行。2007年1月1日～2011年12月31日に発行された未控除証憑については、2012年6月30日が適用期限。	



## 6. その他の通達

- ▶ 『企業所得税月次(四半期)予納申告表』等の申告表に関する公告(国家税務総局公告[2011]64号)
- ▶ 『企業所得税月次(四半期)予納申告表』等の申告表に関する補充公告(国家税務総局公告[2011]76号)
- ▶ 貨物貿易外貨管理制度改革の試行後の輸出時の税還付に関する通達(国税函[2011]643号)
- ▶ 文化産業に対する増値税及び営業税の優遇措置の継続に関する通達(財税[2011]92号)
- ▶ 『第12次5カ年計画期間における輸入種子等の免税措置に係る管理弁法』の公布に関する通達(財関税[2011]76号)
- ▶ 『研究開発機構による国内生産設備の購買に係る税還付に関する管理弁法』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2011]73号)
- ▶ 『中国・ザンビア租税条約』の発効に関する公告(国家税務総局[2011]72号)
- ▶ 野菜販売に対する増値税の免税措置に関する通達(財税[2011]137号)
- ▶ アニメーション産業の発展を企図した増値税及び営業税政策に関する通達(財税[2011]119号)
- ▶ 譲渡制限付上場株式の譲渡所得に係る個人所得税に関する通達(財税[2011]108号)

## 商務法規

### 1. 直接投資に係る外貨管理の簡略化に関する通達(匯資函[2011]20号)

#### 概要

人民元によるクロスボーダー直接投資について、外貨管理手続を簡略化する。施行日は2011年11月23日。

#### ▶ 検資手続の簡略化

会計事務所が検資手続の一環として作成する確認状に対して、銀行が直接回答することを認める。

#### ▶ 外貨購入・送金に関する審査の廃止

直接投資プロジェクトにおける、持分譲渡、減資、清算、投資回収により生じた所得に対する外貨審査を廃止する。

項目	再投資が認められる所得	手続
増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資本剰余金</li> <li>▶ 利益剰余金</li> <li>▶ 未処分利益</li> <li>▶ 登録済み借入金(利息を含む)</li> </ul>	投資先企業の所轄外貨管理局において直接、変更登記及び認証の申請が可能。
国内出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 持分譲渡所得</li> <li>▶ 減資所得</li> <li>▶ 清算所得</li> <li>▶ 投資回収による所得</li> </ul>	投資先企業による変更登記後、銀行において出資手続が可能。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国内投資先からの配当</li> </ul>	投資先企業の所轄外貨管理局において直接、再投資登記の申請が可能。

また、外商投資企業年検及びそれに付随する統計管理業務の改善も図っている。

## 関連法規

- ▶ クロスボーダー人民元直接投資の関連問題に関する通達(商資函[2011]889号)

## 2. その他の通達

- ▶ ハイテク・サービス産業の育成に関する指導意見(国弁発[2011]58号)
- ▶ 外商投資産業指導目録(2011年改訂)(国家発展及び改革委員会、商務部令[2011]12号)

## 税関法規

- ▶ 『船舶重量税暫行条例』の実施に関する通達(税関総署[2011]81号)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### 北京

高浜 学 税務・移転価格  
[manabu.takahama@cn.ey.com](mailto:manabu.takahama@cn.ey.com) +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査  
[masaya.kotani@cn.ey.com](mailto:masaya.kotani@cn.ey.com) +86-10-5815-3350

天野 智博 監査  
[chihiro.amano@cn.ey.com](mailto:chihiro.amano@cn.ey.com) +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格  
[naoko.hirasawa@cn.ey.com](mailto:naoko.hirasawa@cn.ey.com) +86-10-5815-2115

### 大連

佐々木 大 監査  
[dai.sasaki@cn.ey.com](mailto:dai.sasaki@cn.ey.com) +86-411-8252-8999

### 天津

町田 太郎 税務・移転価格  
[taro.machida@cn.ey.com](mailto:taro.machida@cn.ey.com) +86-22-5819-3583

### 上海

木村 修 監査  
[yoshimi.kimura@cn.ey.com](mailto:yoshimi.kimura@cn.ey.com) +86-21-2228-3003

田川 利一 税務  
[toshikazu.tagawa@cn.ey.com](mailto:toshikazu.tagawa@cn.ey.com) +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務  
[kiyoko.enatsu@cn.ey.com](mailto:kiyoko.enatsu@cn.ey.com) +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格  
[kana.sakaide@cn.ey.com](mailto:kana.sakaide@cn.ey.com) +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査  
[shinichi.takahashi@cn.ey.com](mailto:shinichi.takahashi@cn.ey.com) +86-21-2228-2740

江 海峰 金融  
[alex.jiang@cn.ey.com](mailto:alex.jiang@cn.ey.com) +86-21-2228-2963

顧 嶢 監査  
[sharry.gu@cn.ey.com](mailto:sharry.gu@cn.ey.com) +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査  
[takashi.funamoto@cn.ey.com](mailto:takashi.funamoto@cn.ey.com) +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査  
[mitsui.takako@cn.ey.com](mailto:mitsui.takako@cn.ey.com) +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査  
[yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com](mailto:yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com) +86-21-2228-2718

篠崎 洋樹 税務  
[hiroki.shinozaki@cn.ey.com](mailto:hiroki.shinozaki@cn.ey.com) +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A  
[junichi.kubota@cn.ey.com](mailto:junichi.kubota@cn.ey.com) +86-21-2228-4749

### 広州

長内 幸浩 監査  
[yukihiro.osanai@cn.ey.com](mailto:yukihiro.osanai@cn.ey.com) +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務  
[masashi.tanaka@cn.ey.com](mailto:masashi.tanaka@cn.ey.com) +86-20-2881-2871

### 深圳

小林 秀誉 監査  
[hidetaka.kobayashi@cn.ey.com](mailto:hidetaka.kobayashi@cn.ey.com) +86-755-2502-8101

## 香港

重富 由香	監査	
<a href="mailto:yuka.shigetomi@hk.ey.com">yuka.shigetomi@hk.ey.com</a>		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
<a href="mailto:satoshi.kitahama@hk.ey.com">satoshi.kitahama@hk.ey.com</a>		+852-2846-9700
中野 強	監査	
<a href="mailto:tsuyoshi.nakano@hk.ey.com">tsuyoshi.nakano@hk.ey.com</a>		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
<a href="mailto:hironaga.kuwahara@hk.ey.com">hironaga.kuwahara@hk.ey.com</a>		+852-2629-3902

## 東京

### 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
<a href="mailto:kenji.kasahara@jp.ey.com">kenji.kasahara@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
<a href="mailto:masahiro.saito@jp.ey.com">masahiro.saito@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-1282
崔 虹	税務	
<a href="mailto:hong.cui@jp.ey.com">hong.cui@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:fukui-sm@shinnihon.or.jp">fukui-sm@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:obikawa-k@shinnihon.or.jp">obikawa-k@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp">matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。[www.ey.com](http://www.ey.com)

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001651

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、[china.services@cn.ey.com](mailto:china.services@cn.ey.com) までご連絡ください。

[www.ey.com/china](http://www.ey.com/china)